

倉橋西中学校生徒指導規程

呉市立倉橋西中学校

この規程は、呉市立倉橋西中学校で学校教育を受ける生徒がお互いに楽しい学校生活を送るため、各自が本校の生徒である自覚を持ち、人に迷惑をかけず、秩序のある生活を送るために教職員・生徒・保護者が共通認識・共通実践を図るためのものである。

【学校生活について】

1 登下校

(1) 服装など

制服

- ・早朝練習の時も、制服で登校し着替えて練習する。
- ・顧問の指示に従い、8時までの活動とする。
- ・放課後の練習後は、制服に着替えて下校する。
- ・休日の部活動については、体操服・ユニフォーム・各部で許可された体操服での登校可。

(2) 通学

- ・通学は徒歩及びバスとし、交通法規及び通学路を守り、事故のないように心がける。
- ・バスの車内ではマナーを守り、他の人に迷惑をかけない。

2 始業・遅刻・欠席・早退など

(1) 始業時間 8時15分

8時15分～8時40分 読書・朝の会・ベーシックタイム

(2) 遅刻・欠席については、8時10分までに、保護者が理由を学校に連絡する。

(3) 早退については、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法を学校に連絡する。

* 保護者からの連絡がなく、始業時間に来ていない場合は、学年担当の教員で家庭に連絡する。

早退の場合は、かならず家庭（保護者）に連絡して早退をさせ、帰宅したら学校に連絡をさせる。

(4) 下校時間 通年 17時30分

【容儀について】

1 制服 【冬 服】

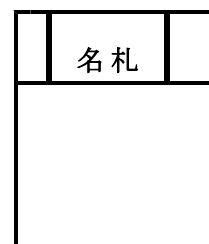
男子

・上は学生服。※左胸に指定の名札を縫いつける。

下はスラックス

ポケット

・学生服の下はカッターシャツ。



- ・ 冬季は学生服の下にセーターを着用してもよい。
(Vネックで無地 黒・紺・グレー)。

学生服のすそや袖から、セーターを出さない。

女子

- ・ 上は学生服。 ※左胸に指定の名札をつける。
- ・ 下はスカート。 ※スカートは膝がかくれる長さとする。
- ・ 学生服の下はカッターシャツ。
- ・ 冬季は学生服の下はセーターを着用してもよい。
(Vネックで無地 黒・紺・グレー)。
- ・ 学生服のすそや袖から、セーターを出さない。
- ・ ボウタイはゆるまないようにしっかり結ぶ。

2 制服【夏服】

- 男子
- ・ 上はカッターシャツ (半袖・長袖)。
 - ・ 下は冬服と同じ型・色の夏用スラックス ※冬用スラックスも可。

- 女子
- ・ 上はカッターシャツ (半袖・長袖)。
 - ・ 下は冬服と同じ型・色の夏用スカート ※冬用スカートも可。
 - ・ ボウタイは結ばなくてもよい。

※ 男女とも、カッターシャツの下に下着を着用。 白色のみとする。

カッターシャツを、ズボンやスカートの中にしっかり入れて着ること。

3 髪型

◆ 男子について

- (1) もみあげは、耳の上半分までの長さとする。
- (2) すそは短く刈り、横は耳にかからない程度に短く刈る。前髪は、眉毛にかからない程度の長さにする。

◆ 女子について

- (1) 髪が肩につく程の長さの場合、耳よりも下の位置で結ばなければならない。三つ編みにしてもよい。
- (2) 前髪は、眉毛にかからない程度の長さにする。
- (3) ゴムのひもの色は、黒・紺・茶であること。(リボン、ヘアバンドは禁止)
- (4) 髪留めのピンは、黒色で細いものならばよい。

※男女とも、脱色・染色・パーマ・整髪料の使用は禁止する。

※髪型の違反については、家庭連絡の上、本人を指導し直させる。

* 極端に後ろ髪を伸ばす、極端に横の髪を刈る等

4 衣替えについて

天候を考慮して、移行期間【6月・10月】を含めて学校より期日を指定する。

5 その他の規定

- (1) 靴 下 ○白色
○ルーズソックス，それに類似するものは不可。
○くるぶしソックスなど短いソックスやハイソックスは不可。
※ 靴下はしっかりとばしてはき，ずらしてはいてはいけない。
- (2) ベルト ○3 c m程度の幅のもの。
○色は黒・紺・茶の同一色で，皮か布製であること。
(後方まで穴のあいているようなものは不可)
- (3) 通学靴 ○白色のひもつき運動靴。
(色のラインが入ったもの，ふちどりのあるものは不可)
*** 名前を書く**
- (4) 上履き ○男女ともふちどりのついたシューズ。
今年度(1年生 白 2年生 青(白) 3年生 黄(白))
今年度の1年生から毎年，白色のシューズとする。***名前を書く**
- (5) カバン ○学校指定の通学カバン
余計なものはカバンにつけない 落書きをしない
- (6) 体操服 【冬】男女とも学校指定の体操服(上下)。
【夏】(上)男女とも白の半袖及び長袖シャツ。
(下)男女ともクォーターパンツ。
- (7) 携帯電話，マンガ，ゲーム類，その他学習活動に必要なものは持参しない。
違反があった場合は，学校で預かり保護者に渡す。

【 校内の生活について】

- (1) あいさつ
校内や登下校において，場の状況に応じてお互いが気持ちの良いあいさつ・会釈をしましょう
- (2) 授業
始業時刻までに着席し，授業の準備をし，落ち着いて授業を受ける態勢をつくろう。
授業時のあいさつ，返事を大切にし，授業に積極的に参加し活発な発言をしよう。
- (3) 休憩時間
移動教室以外には他学年の階には行かない。
他の学級には入らない。
- (4) 保健室の利用
保健室の利用時間は，1時間を原則とし，体調の回復が見込めない場合は，学校から保護者に連絡する。
- (5) 給食
配膳中は騒がないで廊下・図書室で準備ができるまで待機する。
給食当番は，手洗い・エプロン・三角巾・マスク・を使用。

給食時間終了（13：05）までは、自分の席につき教室から出ない。

（6）掃除

全員掃除。班員で協力して、時間いっぱい真面目に取り組む。

落書きなどせず、公共物を大切にしよう。

特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、生徒が校内外で法令・法規に反する問題行動を起こした場合には反省させ、より良い学校生活を送るために規程を定める。

（1）指導にあたっては保護者と連携・協議を行い、発達段階・常習性や犯罪性を考慮しながら実施する。。

第1段階 本人への説諭，事実，反省，今後の取り組み等の文章の作成及び保護者への連絡

第2段階 第1段階を踏まえた保護者との面談

第3段階 第2段階までの指導を踏まえた学校からの校内反省個別指導や関係機関との連携

特別な指導について

1 場所 カウンセリングルーム等

2 期間

- ・原則3日以内（管理職・生徒指導主事・担任等が協議し、期間を決める。）
- ・指導の期間及び内容について、生徒と保護者に説明する。

3 対応者 教職員が組織的に対応する。

4 内容

- ・説諭
- ・反省文及び振り返り
- ・教科指導

5 個別指導の様子及び家庭での様子を保護者と連携する。

指導のポイント事項

1 問題行動は、必ず見つけた人がその場で毅然と指導する。

2 問題行動発生後は、必ず、管理職・生徒指導主事・担任まで報告をする。

3 問題行動への指導は、原則として全教職員で行う。

4 問題行動の対処の仕方を共通理解しておく。